

地域福祉計画の進捗状況及び評価表
(令和6年度実績報告)

令和8年3月
福祉保健部地域福祉課

【事業評価の評価基準】

A・・・ ほぼ施策内容を達成した。

B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。

C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

D・・・ 未実施

※「今後の事業計画・展望」に次年度に向けての課題、検討内容について記載する。可能な範囲で「第5次基本構想・後期基本計画」の方向性と整合を図る。

地域福祉計画の令和6年度実績報告及び評価

<p>基本目標</p>	<p>1 福祉のまちづくり</p> <p>【事業番号4:移送サービスへの支援】 福祉有償運送は非常にボランティアな活動であり事業継続には大きな課題がある。現在では、民間サービスや介護保険サービス、福祉タクシーなどが普及し、以前と比べて移動支援の環境整備は進展した。一方で、市民の自由な移動を支援する重要性は高く、社会福祉法人への働きかけなどを含め、流れを止めることなく引き続き検討していただきたい。</p> <p>【事業番号9:市民に対する啓発活動の推進】 認知症サポーター養成講座について、市内の一部の小中学校で実施されている出前講座は、若い世代にとって貴重な学びの機会として評価できる。子どもの頃から福祉への関心を高める重要な活動であるため、より多くの学校に行き渡ることを期待している。</p> <p>【事業番号10:権利擁護事業の推進】 成年後見制度については、利用率がまだ低く、潜在的な利用者の存在が指摘されているため、より広く効果的な周知活動が求められる。</p> <p>【事業番号17:各種手当制度の周知】 市報は掲載情報が充実・集約されており、手続きの時期を思い出すための助けとなる。民生委員・児童委員協議会の地域での支援活動に活用されており、担当区域の市民からも良い評価を受けている。</p>
<p>基本目標</p>	<p>2 包括的支援体制の構築</p> <p>【事業番号21:アウトリーチ等を通じた継続的支援】 本人が支援に同意していない場合のアウトリーチの実践は、介入において課題が多く、単独の機関では対応が困難である。特に精神疾患に関しては、医療機関や訪問看護との連携が欠かせない。現場職員の疲弊を防ぐためにも、市が主体的に責任を持って対応してほしい。</p> <p>【事業番号25:地域での見守り推進】 地域住民にとって、民生委員・児童委員が真っ先に相談相手として思い浮かぶ。民生委員活動の大切さを広く周知し、その活動が途切れることのないように後継者の育成に努めていただきたい。</p>
<p>基本目標</p>	<p>3 地域活動の活性化</p> <p>【事業番号35:ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり】 知的障害者への支援など、障害特有のニーズに応えるボランティアが不足しており、なり手が少ない分野である。ボランティア講座などの実施も重要。</p> <p>【全般】 事業評価の方法について、市が委託する事業所の取り組みや評価が十分に反映されていないため、より包括的な評価も検討できる。地域の中で支え合える体制を築くために、支援の漏れや隙間がどこにあるのかを把握し、困っている人がどこにいて、どのような状況に置かれているのかをキャッチし市の施策を進めていく必要がある。</p>

基本目標	1 福祉のまちづくり	
施策の方向性	(1) 福祉を支える基盤の整備	
施策	① 暮らしやすいまちづくり ② 移動支援の充実	
施策の方向性	(2) 災害に備える体制づくり	
施策	① 防災・防犯活動への参加促進 ② 要支援者の支援強化	
施策の方向性	(3) 人権尊重と権利擁護の体制づくり	
施策	① ノーマライゼーションの推進 ② 権利擁護事業の充実 ③ 福祉サービスの質の確保	
施策の方向性	(4) 情報提供の仕組みづくり	
施策	① 福祉の情報発信の強化 ② 情報バリアフリーの推進	

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(1) ①	1	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	誰もが使う施設や道路、公園について、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。	地域福祉課(関係各課)	まちづくり推進課が所管する小金井市まちづくり条例及び関係要綱・要領等に基づき、全庁的に適切に対応している。	A	都から提供されるユニバーサルデザインのまちづくりに関する情報の庁内共有や庁外への情報発信を行うことで、事業の周知・推進を図っていく。
	2	施設のバリアフリー化の推進	関係機関や民間建築物等に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、バリアフリートイレの設置など、当事者の意見をききながらバリアフリー化を働きかけます。 公共施設について、改修の際に利用しやすさに配慮したバリアフリー化を進めます。 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新設または改修される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。	地域福祉課(関係各課)	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の要否確認及び対象施設について助言・指導・届出受理を行った。令和6年度の届出受理件数は10件。	A	多数の人が利用する建築物等に関して、福祉のまちづくり条例の対象となる都市施設については、整備基準を遵守するよう適切な助言や指導を行うことにより、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して生活できるまちづくりの実現を目指していく。
(1) ②	3	CoCoバスの利便性向上	路線バス等を補完する公共交通として公共交通不便地域をカバーし、市内の地域交通ネットワークを形成します。交通弱者の移動ニーズにも配慮しつつ、持続可能な運行形態及びサービスの提供を目指し利便性の向上に取り組みます。	交通対策課	CoCoバスは、交通弱者等を対象に割引制度を設けており、小人及び障害者は半額、高齢者は100円とし、利用しやすい環境を整えている。 公共交通マップを更新し、CoCoバス及び路線バスの利用案内を目的として、公共施設などで配布している。 地域公共交通計画を策定し、CoCoバスを含め、各施策・事業を推進していくこととした。	A	CoCoバスの持続可能な運行に向け、令和7年1月に地域公共交通活性化協議会に交通ネットワーク再編部会を設置したが、引き続き検討を重ねていく。 地域公共交通計画に基づき、CoCoバスの効果的な活用に努めていく。
	4	移送サービスへの支援	日常生活において外出が困難な方の社会参加を支援するため、移送サービスを実施しているNPO法人等へ助成し、移送の安定的な供給に努めます。	自立生活支援課	福祉有償運送等の移送支援サービスを実施しているNPO法人等への経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	B	補助対象事業者の廃止に伴い、代替サービスの検討が課題となっている。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(2) ①	5	自主防災組織の育成	防災に関する情報提供や学習機会の充実により、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図ります。特に、子育て世代や子どもの参加を増やせるよう、防災訓練内容の見直しや周知方法の工夫を行います。 自主防災組織が結成されていない地域については、「自助・共助」の重要性を周知しつつ、自主防災組織の結成を促進します。	地域安全課	今年度も総合水防訓練、自主防災組織向けの防災講習会の開催に加え、学校や市民等が実施する出前講座や防災イベント等に参加し、防災に関する講座や備蓄資機材の展示・説明等を行うことで、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図った。今年度のこがねい防災フェスタ(総合防災訓練)は台風により中止となってしまったが、令和6年9月1日に市立南中学校で開催予定であった。自主防災組織に対して訓練参加の呼びかけを行うとともに、周知方法の工夫等により、子育て世代などより幅広い市民の参加を促し、地域防災力の向上を図った。自主防災組織の育成については、引き続き各組織に対して補助金交付による支援等を実施したほか、令和6年9月1日付けで天神橋自主防災会、令和6年11月1日付けではけの道防災会が新たに結成され、地域防災力の強化に繋げることができた。	A	出前講座や訓練等の要望があった団体には、引き続き防災についての講演や防災用資機材の展示等を行うことで、防災知識の浸透と防災意識の向上を図る。 こがねい防災フェスタ(総合防災訓練)については、令和7年11月2日に市立南中学校で開催予定であるため、自主防災組織に対して訓練参加の呼びかけを行うとともに、訓練内容や周知方法の工夫等により、子育て世代などより幅広い市民の参加を促し、地域防災力の向上を図る。 自主防災組織の育成については、引き続き各組織への補助金交付により支援を行うとともに、未結成地域に対して助言、資料の提供等を行っていく。
	6	地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	市と小金井警察署、町会・自治会等の地域コミュニティ、各種防犯団体との連携を強化し、地域で起きた犯罪の情報共有を行うなど、個人や地域の防犯意識を高め、地域での防犯体制の整備を支援します。 市内で自主的に防犯パトロールを行っている団体について、防犯資機材を支給し、活動を支援します。	地域安全課	警察と連携して実施している防犯講習会を開催(参加者:28人)し、防犯意識の啓発を行った。防犯資機材を地域団体に支給し、地域の見守り活動を促した。(支給団体数:4団体、支給総数:18個)高齢者を狙った特殊詐欺対策のため、自動通話録音機の貸与(対象:概ね65歳以上の世帯・85台)を行った。	B	防犯講習会等を開催し、積極的に防犯意識の啓発を行う。 地域団体と連携を図り、防犯資機材の支給事業を活用した子供の見守り活動等を促進する。 警察と連携し、自動通話録音機の貸与を継続して行い、多発する振り込め詐欺の未然防止に努める。 市民が犯罪にまきこまれないよう、安全・安心メールや市報、ホームページ等で積極的に情報発信を行っていく。
(2) ②	7	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある人等(以下「避難行動要支援者」といいます。)を把握するため、災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行います。 民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて名簿を活用できるよう整備します。加えて、地域の皆さんに「支援者」となっていたり、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備するモデル地区事業を進めていきます。 また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。	地域福祉課(福祉保健部各課)	避難行動要支援者名簿の更新を行った。令和6年度に関しては、新規対象者に対し、郵送により調査を実施した(新規登録者109名:名簿登録者数1,221人(令和6年度末時点))。 同名簿は行政、民生委員・児童委員、警察署、消防署と共有し、適切な管理に努めた。 また、介護事業者による個別避難計画の作成を開始したほか、災害対策基本法施行規則の改正等を受け、福祉避難所設置・運営マニュアルを改定した。 ※ 令和6年度末時点の登録対象者(登録要件に該当する方のシステム上の統計値)のうち、同名簿の登録者数は11%程度となる。	B	避難行動要支援者名簿については、新規対象者に対して郵送で調査を実施するとともに、同名簿の適切な管理に努める。 また、個別避難計画については、同名簿登録者のうち、優先度が高いと判断される方に対して、福祉専門職の協力により作成提案を行う。 福祉避難所に関しては、施設ごとの個別マニュアルの整備を促進して、市と各施設が福祉避難所の開設の際のイメージを共有できるよう努める。
				健康課	7月に在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援対策会議を開催し、情報共有および今後の対応について協議した。対象者は難病患者で新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、優先順位をつけて対応することにした。優先順位に基づき、本人・家族の希望を確認しながら、訪問・電話・メールにて状況確認や計画更新を行った。	B	昨年同様に、保健所および関係機関と会議を開催し、情報共有を行う。本人と家族の希望を確認しながら、全員が新様式に移行できるようにすすめていく。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) /①	8	保健福祉教育の充実	学校教育の「総合的な学習の時間」での体験学習等や、障がいの有無に関わらず、共に学ぶ機会を通じて、高齢者や障がいのある人と触れ合い、支援が必要な方への理解や、障がいについての知識を子どもの頃から深めます。 児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来る様に努めます。	指導室	小中学校において、発達段階に応じた保健福祉教育を実施した。具体的には、高齢者・障害のある方との交流、障害・疾病・健康に係る講演会・体験会等を実施した。 人権教育では、緑中学校を人権尊重教育推進の拠点校として指定し、効果的な人権尊重教育の展開に向けた研修等を実施した。	A	高齢者や障がいのある方等との交流や関連する講演会・体験会等について、人権尊重の視点を取り入れた上で引き続き推進するとともに、保健福祉教育に係る新たな教育ニーズにも対応できるよう、最新の知見を有する方を招いた研修会・講演会を開催するなどして、教員に対する働き掛けを強め、その成果を子ども達に還元していく。
	9	市民に対する啓発活動の推進	保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人の人権に対する理解を深めます。誰もが安心して社会参加できるよう、合理的配慮の提供や心のバリアフリーを推進し、ソーシャル・インクルージョンやノーマライゼーションの理念の周知を図ります。	地域福祉課(関係各課)	市報や市ホームページなどを活用し、各種事業に関する情報発信を行っている。講座や講演の実施はなし。	B	地域共生社会の理念を普及させるため、積極的な啓発活動に努める。
				自立生活支援課	障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めることを目的とし、市民に対し障がい特性の理解促進講座を年1回実施。令和6年度は「おとなの発達」をテーマに実施し、37人の参加があった。	A	今後も、毎年テーマを変え継続実施し、市民に対する障がい特性の理解促進を図る。
				介護福祉課	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける認知症サポーター養成講座を通年で開催した。(全16回実施、90人が受講) 介護予防、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症に関する講演会等を2日間にわたって開催する「お元気サミットin小金井」については、延べ303人の参加があった。	A	引き続き講座等の周知、特に若年層や高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。認知症キッズサポーター養成講座の受入先増加へ向けた調整を行う。
		広報秘書課	小金井 宮地楽器ホール小ホールで人権講座を開催するとともに、人権啓発物品を配布し人権啓発に努めた。 内容は、講師に市教育長・大熊雅士さんを迎え、「令和の不登校対応を考える～ポリヴェーガル理論をもとにして～」をテーマに講演を行った。(参加者118人)	A	今後も人権に対する理解を深められるように個別にテーマを選定し、人権意識の普及啓発を図る。		
10	権利擁護事業の推進	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の意思(自己決定)を尊重し、権利を守るため、権利擁護意識の醸成を図ります。加えて、本市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の周知・利用促進に努めるとともに、権利擁護センターにおいて、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。	地域福祉課(社会福祉協議会)	成年後見制度の周知として、成年後見制度等市民啓発講演会をテーマ別に2回実施し、延べ63人の参加があった。 市民後見人の育成としては、7市合同で養成・フォローアップのための全13回の市民後見人講習を実施しており、令和6年度は小金井市から4名の参加があった。	A	成年後見制度の利用が必要な方に対し、自分らしく地域で生活をしていくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し総合的かつ計画的に推進していくことができるよう進めていく。 市民後見人の育成には、その業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性の習得が求められる。市民後見人の負担感を減らすため、一層の継続支援ができるようフォローアップを行い、市民後見活動への興味・意欲を持たれる方を増やしていきたい。	
			自立生活支援課	知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口パンフレットを配置し、より詳しい説明を求める方には窓口での説明を行い、さらに必要な場合は市権利擁護センター(社会福祉協議会)窓口にお繋ぎすることにより、成年後見制度についての周知を図っている。	A	引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。	

施策No.	事業No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) /②				介護福祉課	親族等の支援が得られず、自立した生活を送ることが困難な高齢者に対して、成年後見の市長申立てを行い、後見人をつき高齢者の権利擁護を支援した。	A	引き続き、必要な方への支援を行っていく。 また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないように、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。
	11	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用支援	権利擁護センターにおいて、判断能力に不安のある人の生活の安定を支えるため、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を、関係機関と連携しながら、継続して実施します。	社会福祉協議会 (地域福祉課)	小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)では、法律・福祉の関係機関と連携しながら毎年1万件以上の相談・援助を行っている。(10,804件/R6年実績) 相談・援助を行う際に法律・福祉の関係機関が関与することにより、本人にとって最も適切な対応が可能になっている。	A	様々なケースに対応できる法律・福祉の関係機関との地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。 また、市民にとって身近で利用し易くメリットを感じる事業とするため、成年後見制度の利用促進と併せて権利擁護事業全体への理解促進のため効果的な広報に努める。
	12	虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	ドメスティック・バイオレンスを含む、あらゆる暴力の防止に向け、暴力を未然に防ぐための意識啓発について発信するとともに、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。また、虐待をしてしまう擁護者等を含む家族全体に対する地域ぐるみの支援を推進します。	男女共同参画室	市報こがねい11/1号においてドメスティック・バイオレンスに関する周知啓発をおこなったほか、11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せ、第二庁舎1階においてDV防止普及啓発パネル展を開催した。 さらに、庁内関係各課の職員に対しDV等被害者対応に係る情報交換会を開催し、DV被害者対応方法等について情報提供を行った。 市施設の女性トイレや医師会・歯科医師会のご協力のもと、各医療機関にDV相談カードを配置し、相談先の周知も行った。	A	令和6年度同様、市報や市ホームページによる広報をおこなうほか、パネル展も開催するなど、引き続き市民への周知啓発を行うほか、庁内関係各課に対しても、引き続きDV被害者支援に関する情報提供の場を確保していく。
				地域福祉課(関係各課)	福祉総合相談窓口では、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にあるような課題に対し、世帯(家族)全体に目を向けた支援を行った。	A	ひきこもりの課題のように長期化することで家庭内のDVや虐待のリスクが生じることを理解し、その状況の把握に努め、支援関係機関と連携した伴走型の支援を行う。
				自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、家族全体を地域ぐるみで支援することに努めており、実際に迅速に対応できる体制を整備できた。	A	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、緊急連絡にも対応できるよう24時間体制で相談・通報の連絡を受ける。また、通報後も迅速に対応できる体制を維持していく。
				介護福祉課	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有するなどのネットワークを構築している。 また、高齢者虐待の防止等を図るため、市民や関係機関に対し普及啓発を行った。	A	関係機関と情報共有する等ネットワークの強化に努める。また、介護事業者等関係機関に対し、早期発見の重要性や通報義務について情報提供を図る。
				子ども家庭センター	要保護児童対策地域協議会の構成機関によるネットワークを構築。また、虐待対応マニュアルを各構成機関に配布し、会議の場や個々のケースワークなどの機会に適宜説明を行う。	A	引き続き要保護児童対策地域協議会によるネットワークの構築に努め、関係機関には虐待対応マニュアルに基づいた対応を周知していく。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) / ③	13	福祉サービス苦情調整委員制度の周知	福祉サービス(介護保険サービスを含む。)に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的として、福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)が2名配置されています。 制度の周知に努めるとともに、福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)による職員を対象とした研修を実施し、接遇向上と「苦情ゼロ」をめざします。	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。 また、苦情ゼロを目指して、福祉部門等の職員に対し、委員が講師となって窓口対応研修を実施し、内部への制度周知と窓口対応技術の向上を図った。 申立件数実績(R5・12件、R6・7件)	A	制度の内容や運営状況について、引き続き、市報やホームページに掲載し周知を図る。また、苦情処理の流れを示したリーフレットを、庁内窓口や市の施設に設置し周知を図る。 職員研修については、引き続き委員に実施を依頼していきたい。 苦情申出の件数は例年10件前後で推移している。これ以外にもオンブズマンで対応できないものについては、今後も他の機関を斡旋する等して適切に対応していく。
	14	福祉サービス第三者評価システムの普及	福祉サービスの質の確保のため、福祉サービスの事業者に対し、第三者評価の受審への助成を行います。また、利用者が質の高い福祉サービスを選択できるよう、第三者評価の評価結果を公表し、情報提供を行います。	地域福祉課(関係各課)	令和6年度は、21施設の福祉サービスの事業者に対し第三者評価の受審への助成を行った。 また、ホームページの掲載内容を更新し、手続きの流れや方法などを分かりやすく掲載することで、情報提供の充実を図った。	A	市報・ホームページにおける継続的な広報を図っていく。 利用者が第三者評価の評価結果を確認出来るよう、確認方法・確認先の効果的な周知方法を検討していく。
	15	サービス事業者の指導強化	福祉サービス事業者である市内の社会福祉法人等に対し、法令等を遵守した適切な運営がされているか、市職員による指導検査を行います。	地域福祉課(関係各課) 自立生活支援課 介護福祉課	令和6年度は、市内の社会福祉法人のうち、1法人に対して指導検査を実施した 障害者総合支援法第10条等に基づき、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を4件実施した。 介護保険事業所に対して指導検査を7件実施した。指導検査に当たっては東京都福祉保健財団から専門知識のある職員の派遣を依頼できる場合には依頼し、多角的な視点で実施することができた。 (居宅介護支援4件、認知症対応型通所介護1件、地域密着型通所介護1件、認知症対応型共同生活介護1件)	B A A	引き続き社会福祉法、指導監査実施方針、計画等に基づき、市が所轄庁となっている5法人に対して指導監督を行っていく。(指導検査は年に1~2法人実施予定) 今後も継続して指導検査が行えるよう検査体制を確立させていくとともに、運営の透明性確保や利用者の安心につながるよう、検査結果の公表を実施する。 各事業所が法令、各種基準に準拠した運営を行っているかを確認するため、引き続き指導検査を実施していく。また、制度改正に伴う変更点については、積極的に各事業所に情報共有を行いフォローを行う。
(4) / ①	16	情報提供の充実	支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。 地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	福祉保健部各課	市報において、各種福祉制度や相談窓口の周知を行いました。市報掲載情報については、原則全て市ホームページに掲載するほか、市公式LINE、X等の媒体を積極的に活用し、多くの市民に幅広く情報が届くように努めた。 また、各種ガイドブック等は市内公共施設(公民館、図書館等)、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関連する施設に配布している。	A	今後は、より多様なニーズに対応できるよう、情報の提供手段と内容のさらなる充実を図っていく。
				自立生活支援課	障がいのある方が利用できる各種制度をまとめた「障がい者福祉のてびき」、市内の事業所等の情報を掲載した「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」、障害福祉サービス等の支給決定の基準などを定めた「小金井市障害福祉サービスガイドライン」を作成し、市ホームページに掲載しているほか、自立生活支援課窓口で配布して情報提供している。 このほか、市ホームページにおいて、関連施策について適宜情報発信を行っている。	A	作成している冊子等の掲載情報の更新を適宜行うとともに、市ホームページの充実を図っていく。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
	17	各種手当制度の周知	各種手当制度の案内を定期的に市報等に掲載し、周知を図ります。市報や市ホームページを活用し、情報のすみやかな提供を行います。また、福祉サービス事業者や民生委員・児童委員等との連携を通じて、情報発信を強化します。	福祉保健部各課	各種手当制度の案内は定期的に市報及び市ホームページに掲載し周知を行いました。また、民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じた情報提供に努めた。	B	引き続き、誰もが必要な情報を適切なタイミングで受け取れる環境の整備を推進する。
				自立生活支援課	各種手当制度の案内を市報や市HP、「障がい者福祉のてびき」に掲載し、新しい情報を提供しよう努めている。また、来庁した市民に対しては、その方の障害の状況に合わせて適切な手当の制度説明を行い、該当の手当をまとめたシートをお渡ししている。状況により、子育て支援課の児童育成手当(障害手当)を案内するなど、他課との連携にも努めている。	A	引き続き周知を続けるとともに、HP等の充実に努める。
(4) ／ ②	18	情報提供のユニバーサルデザインの推進	支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	福祉保健部各課	図やイラストを活用するなど、わかりやすさを意識した情報提供に努めるとともに、SNSを活用した情報発信も行った。	B	高齢者、障がい者、外国人、子どもなど、ニーズは多岐にわたり、多様な住民ニーズに対応するため、引き続き情報ユニバーサルデザインを推進する。
				自立相談支援課	市ホームページに掲載している小金井市障害者差別解消条例のリーフレット・パンフレットや障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画などに音声QRコードを掲載するなど、情報提供の方法について配慮を行っている。	A	作成する冊子等について、今後も音声QRコードの活用や音声版の作成に努めていく。
				(広報秘書課)	市報こがねいについては、令和6年度に大幅リニューアルを行い、全号フルカラー、ユニバーサルデザインフォントを使用し、誰もが読みやすい紙面となるよう留意し編集した。また、音訳版については、毎号市報にサービスの周知文を掲載するとともに、対象者に個別にサービスを案内し、利用者の増加に努めた。 ホームページについては、情報発信の拡充と、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上にも努めるとともに、令和7年度のリニューアルに向けた各種検討を行った。	B	市報こがねいについては、リニューアルにより改善された紙面の質を維持するため、引き続き、レイアウトを工夫するなど、読みやすく、見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。 ホームページについては、コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。また、市民にとって知りたい情報が探しやすくなり、使いたくなるようなホームページを目指し、令和8年2月にリニューアルを行う。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
施策の方向性	(1) 重層的支援体制の整備
施策	① 包括的相談支援体制の構築
	② 参加支援
	③ 地域づくりの促進
施策の方向性	(2) セーフティネットの機能強化
施策	① 生活困難者への支援強化
	② 生活保障の推進
施策の方向性	(3) 再犯防止の支援
施策	① 再犯防止等に関する活動の推進

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(1) ①	19	福祉総合相談窓口の運営	年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口を運営します。福祉総合相談窓口では、相談支援包括化推進員を配置し、住民に身近な圏域において総合的な相談に応じます。また、複雑化・複合化した相談については適切に支援機関につなぎ、より良い方法を一緒に考えながら進める伴走型の相談支援を行います。	地域福祉課(社会福祉協議会)	住民に身近な圏域において総合的な相談対応を行うため、相談支援包括化推進員(地区担当)の増員を段階的に進め、令和6年度に1名を増員したことで、地域包括支援センターの生活圏域(4圏域)に合わせて1名ずつ、計4名の配置が完了した。福祉総合相談窓口の令和6年度新規受付人数は413件、相談内容で最も多いのは「収入・生活費」(141件)、次いで「住まい」(104件)	A	引き続き、福祉の何でも相談窓口として、制度の狭間にある課題などについての相談に対応していく。また、アウトリーチや地域づくりの取組を強化し、様々な支援関係機関、団体、企業、市民等との連携を深めることで、地域の潜在的な課題やニーズの把握に努める。
	20	多機関協働の推進	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。地域生活課題を抱えた方の情報にかつ幅広く集約し、必要な支援につながっていない方を支援につなげる体制を構築します。	地域福祉課(関係各課)	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの関連部署を構成員とする庁内検討委員会を開催し、包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容について検討を行い、意思統一を図った。具体的な連携強化の取組については、次年度以降も引き続き検討を進める。	B	複雑化・複合化した困難事例に対して、重層的支援会議等の仕組みを活用して支援を行う。また、支援関係機関が横断的に連携し、効果的に課題解決を進めるための「司令塔」となる相談員1名を社会福祉協議会に配置し、連携支援体制を強化する。
				自立生活支援課	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発達支援センター、障害者就労支援センター等と連携し、障がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築している。また、事業所間の連絡会を開催し、より一層の連携を深めることができた。	A	引き続き連絡会の開催などで各相談窓口との連携を一層密にし、ノウハウを蓄えてより良い対応につながるよう改善していく。
				子ども家庭センター	要保護児童対策地域協議会の各構成機関との連携により情報共有、役割分担をし、適切に関係機関へつなげ、課題を抱えた家庭に対する早期発見、早期対応を行った。	A	引き続き要保護児童対策地域協議会による連携を進め、課題を抱えた家庭に対して適宜支援につなげる。
			支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築	地域福祉課(関係各課)	潜在的な相談者を早期に発見し、早期に対応するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行った。これまで福祉総合相談窓口の取組の中でアウトリーチを行ってきたが、重層事業に基づくアウトリーチ事業の実施については未実施と評価した。	D	アウトリーチ事業の利用件数を増やしていく。潜在的な相談者の中には支援を望まないケースや困り感がないケースも多く、支援への希求が弱い傾向にあるため、長期的な視点を持ち伴走型の支援に取り組む。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
	21	アウトリーチ等を通じた継続的支援	楽し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い関係性の構築に向けた支援を行います。	自立生活支援課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により精神疾患を罹患しているが医療機関につながない方への支援についてアウトリーチやカンファレンスを行った。	B	引き続き関係機関と連携し未治療、治療中断している方々に対する相談対応、医療機関への案内を行い、自立を促していく。
				子ども家庭センター	必要時対象者の自宅や関係機関への同行などのアウトリーチを行い、対象者に対し丁寧に支援を行った。	A	引き続き適宜アウトリーチを行い、対象者へ丁寧に働きかけ支援を行っていく。
(1) /②	22	社会参加に向けた資源開拓	既存の地域資源や支援関係機関とつながりを作り、活用方法拡充の検討を行います。 また、必要に応じて地域へ働きかけを行い、多様な支援メニューが作られるように努めます。	地域福祉課	福祉総合相談窓口配置されている相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーター)が、積極的に地域へ出向き、支援関係機関をはじめ、多様な団体や事業者、企業などとのつながり作りを進めた。	B	既存の地域資源と当事者のニーズを丁寧に把握した上で、多様な支援メニューの充実や新たな地域資源の開拓を推進したい。
	23	多様な地域資源とのマッチング	既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューのコーディネートをし、マッチングを行います。	地域福祉課	参加支援事業の実施により、個別性の高いニーズに対応した支援を目指すことを、「重層的支援体制整備事業実施計画」に盛り込んだ。	D	支援の流れを明確化し、当事者のニーズを把握するとともに、受け入れ先となる社会資源の調整を丁寧に進めていく。また、コーディネートを行う専門の支援員1名を社会福祉協議会に配置する。
(1) /③	24	多様な市民が交流できる場の構築	年齢や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持った市民が参加できる活動の機会を作ります。 市内集会施設や公民館等の施設を活用し、地域福祉に関心を持つ市民や活動団体が情報交換や活動の連携を広げられる機会づくりを推進します。 地域資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートし、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。	地域福祉課(関係各課)	福祉分野に限らず多様な参画を促進すること、また、高齢者や障がいの有無など対象者を限定しない(属性を問わない)居場所を増やしていくことを、「重層的支援体制整備事業実施計画」に盛り込んだ。	D	多様な市民が交流できる場を構築するにあたり、まずは市民のニーズを把握することに努める。併せて、既存の社会資源を把握し、既存の資源を活用するとともに、新たな資源の開拓にも取り組む。
	25	地域での見守り推進	民生委員・児童委員をはじめとした地域に密着して活動する主体と行政との連携を強化し、地域での見守り機能を高めます。 また、町会・自治会、商店会、医療機関などと連携して見守り支援のネットワーク体制の充実を図ります。 気軽な相談から、複合的な地域生活課題まで、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるよう、行政機関および関係機関との相談体制を整備します。	地域福祉課(関係各課)	住民の最も身近な相談相手として、地域の課題を把握し、行政や支援機関などへつなぐ役割を担う民生委員児童委員の事務局として後方支援を行った。 また、さまざまな機関が把握する地域生活課題に関する情報を共有するため、支援関係機関等とのネットワークの構築を推進した。	B	担い手の確保に課題があり、民生委員児童委員の負担軽減に向けて、事業実施方法の変更や工夫等について、提案し支援を行う。 また、支援関係機関との連携を進めるにあたり、具体的なネットワークのあり方を整理する。
	26	地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化	生活困窮者の支援に関し、関係各課および関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。	地域福祉課	生活困窮者の自立に向けた相談支援における支援調整会議の開催等を通じて、関係各課や関係機関等との連携強化を図るとともに、福祉総合相談窓口において複合的課題解決に向けた取り組みを行った。	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けて、関係機関等と連携を強化し、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた支援体制の構築を図る。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(2) /①	27	生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築します。家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。また、住居確保給付金の給付、学習支援事業を実施します。	地域福祉課	相談支援ほか、家計改善事業、一般就労に向けた基礎能力形成からの支援を一貫して実施する就労準備支援事業、住居確保給付金の給付、生活困窮世帯の中学生を対象に家庭訪問による学習支援を実施した。昨年からの継続して、関係機関等と連携しながら、複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けて、関係機関等と連携を強化し、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた支援体制の構築を図る。
	28	生活保護制度の適正な運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望の的確な把握に努め、自立助長へ向けた支援を強化します。	地域福祉課	法令に基づき生活保護費を確実に支給するとともに、困窮世帯の生計維持、自立助長に資するよう様々な相談業務、各関係機関との連携等を実施した。また、就労支援事業を実施し自立助長に向けた支援を実施した。	B	被保護世帯の自立助長に向けて国が実施する事業の動向も注視し、就労支援相談等自立支援プログラムに沿った諸事業を適宜実施することとする。訪問活動の充実、促進により、世帯状況の把握、必要な支援について把握し、就労支援等により被保護者に対して自立助長へ向けた支援を行う。
(2) /②	29	路上生活者への自立支援	年2回定期的に実施している路上生活者概数調査等を通じて路上生活者を把握し、関係機関とともに生活保護制度等の各種施策を活用して早期の自立支援を進めます。	地域福祉課	年2回東京都と連携し路上生活者概数調査を実施している。市が所管する公園等を対象に実施したが路上生活者は確認されなかったが相談においては居所がない路上生活者の来所、申請もあり、生活歴等を聴取した上で居所の確保等速やかな支援を行った。	B	概数調査は引き続き実施する。福祉総合窓口等との連携により対象者に対しては緊急一時的な住居確保等の生活支援を速やかに実施する。生活保護の受給が開始された場合は個々の生活状況を経過的に注視し、医療との連携により必要な治療、健康管理の支援、就労相談等への連携、一般の賃貸住宅への転居への支援など、包括的に生活の安定に向けた支援を実施する。
	30	住宅確保要配慮者に対する居住支援	住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する者)に対して住まいを探すための相談支援を行います。	地域福祉課(関係各課) 自立生活支援課	住宅要配慮者の中には、住居の確保が困難ということのみならず、経済的困窮や高齢、障害といった様々な課題を抱えているケースも多く、複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害者であって、保証人がいない等の理由により入居が困難なものに対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うことができた。	B A	引き続き、福祉総合相談窓口において、住居確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援を行っていく。また、まちづくり推進課が設置する居住支援相談窓口との連携を図っていく。 引き続き賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な支援を継続していく。
31 ~ 34		再犯防止等に関する活動の推進に係る具体的施策	就労・住居の確保等の自立支援のための取組/保健医療・福祉サービスの利用促進/学校と連携した修学支援等の実施/広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携	地域福祉課(関係各課)	就労や住居確保の自立支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校との修学支援連携、広報啓発活動の推進、民間協力者との連携など、各事業が積極的に取り組まれた。	A	引き続き、就労や保健医療、福祉、教育など様々な分野の施策・取組について、再犯防止の視点をもって取り組んでいく。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
施策の方向性	(1) 社会参加の促進
施策	① 地域活動への参加促進
施策の方向性	(2) 地域活動の支援と人材の育成
施策	① 地域福祉の担い手育成 ② 専門人材の育成
施策の方向性	(3) 多様な地域資源との連携
施策	① 多様な主体との連携づくり ② 社会福祉法人等との連携強化

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(1) / ①	35	ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加することができるよう、地域で活動するボランティア団体や既存の各種団体の情報提供を充実させます。ボランティア体験学習を継続して実施し、地域福祉への関心の醸成と、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。	社会福祉協議会(関係各課)	市民活動団体リストの更新を定期的に行うことにより、最新の団体の情報提供に努めた。夏休み期間を通じて「夏のボランティア体験」事業を開催し、市内28団体の施設等に受け入れてもらい、62名の参加者があった。	A	次年度以降新たな受け入れ団体を開拓し、参加者の受け入れ先を増やしていきたい。
	36	多様な人材の地域活動への参加促進	ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。	社会福祉協議会(関係各課)	各種ボランティア養成講座を開催し、幅広い世代のボランティアの養成を実施し、担い手の養成に努めた。令和6年9月開催の団体交流会にて既存の市民活動団体や新規立ち上げの市民活動団体同士の交流を図り活動の円滑化に努めた。	A	引き続き講座の開催、イベントの開催を通して新たな団体の立ち上げ支援等に努める。
(2) / ①	37	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。	地域福祉課(社会福祉協議会)	小金井市、三鷹市、武蔵野市、調布市、当該4市社会福祉協議会及びルーテル学院大学と協働し、全11回の養成講座とフィールドワーク1回を開催し、地域福祉ファシリテーターの養成に努めた。小金井からは8名、全体で30名の参加があった。(社会福祉協議会)令和6年度は8名が講座終了し「小金井サードプレイス」「ふれあい街ウォーカー」の2団体が設立。	B	講座のさらなる周知を図るため、社会福祉協議会と調整し、広報チラシ、市報原稿等の内容や広報チラシの設置場所、周知方法を工夫して講座受講者数の増加を目指す。また、講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や活動の継続支援を強化する。令和6年度の実績を参考にし、令和7年度の事業展開の参考にしたい。(社会福祉協議会)引き続き講座の開催を通じて団体の立ち上げや、新たな担い手の確保に努める。
	38	市民活動の資質向上	ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り資質の向上に努めます。市民活動団体の活性化につながる支援を進めるとともに、ボランティア団体や既存の各種団体が、地域における新たな見守り、支え合い活動の主体となるよう、情報の提供や相談支援等を積極的に展開します。	地域福祉課	社会福祉協議会のボランティアセンターに対し、運営費などの補助を行った。	B	定期的な見直しを行いながら、今後も補助金の適切な運用に努めていく。
				生涯学習課	ボランティアの資質向上に関する講座について、昨今の働き方の多様化に対応したフレキシブルな形での受講ができるオンデマンドの講座と、実際に質問等を行うことができる対面講座が好評であったため、今年度も同様の実施を行った。各講座のテキストをダウンロード可能にすることで利便性の向上と復習のしやすさを改善させた。	B	講座内容のマンネリ化を防げるよう打ち合わせを行っていき、質と満足度の高い講座を実施できるようにしていく。
				社会福祉協議会	電話相談、窓口相談を記録し、相談種別ごとに集計した。相談内容の傾向や、ボランティアを依頼する施設の要望を取りまとめ、市民活動団体の活性化につながるような講座開催の参考にした。	A	電話相談、窓口相談の記録を集計し、ボランティア希望者、ボランティア依頼者のニーズ把握をする。ボランティア入門講座を開催し、ボランティアの基本や活動の第一歩を案内する。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(2) /②	39	【事業No.39】福祉専門職の資質の向上	専門職の資質向上を促進するため、介護福祉分野や障がい者福祉分野で働く方に向けた研修を実施します。また、国や都で実施する研修や講習会について、情報提供を行います。介護福祉分野で働く方の研修等については、今後も研修、講習会の開催および受講料を一部助成します。	自立生活支援課	精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修を実施した。地域生活支援拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能により、障害福祉サービス事業所向けに障害者(児)移動支援従業者養成研修、障害者同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修を実施した。また、高次脳機能障害、難病者支援に関する講演会等を実施した。なお、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	A	地域生活支援拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能による研修は、受講者のニーズを適切に把握しながら専門職の資質向上に繋がるものを実施できるように研修内容を精査しつつ、今後も継続する。国や東京都の研修については、開催情報や研修の実施内容を注視し、資質向上につながる研修等が行われることを確認した場合は、関係機関に積極的に周知することで受講を促していく。
				介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催し情報提供を行い、専門職の資質の向上を促進している。また、国や都で実施する研修や講習会についても情報提供等を行っている。	A	引き続き市や地域包括支援センター主催の研修や講習会の開催を行うとともに、国や都で実施する研修や講習会について情報提供を行う。
	40	民間事業者等の参入促進	行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者が持つノウハウ等を活用し、柔軟かつ適正な事業運営の検討を行いさらなる福祉の充実を図ります。民間事業者やNPO法人との協定締結をめざし、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の充実に努めます。	自立生活支援課	民間事業者より障害福祉サービス事業所の開設の相談があった場合には丁寧に対応しつつ、民間における優れた人材や技術を活用し、量の確保に加えてニーズの高い重度者の受入ができないか相談を行っている。また、令和6年9月に市内1事業所と災害時における協力体制に係る協定書を締結した。	A	障害福祉計画等に基づきつつ事業所の開設について検討を行い、不足する社会資源の確保に努めている。また、事業所から災害時協定締結の相談があった場合には適宜対応する。
				介護福祉課	令和6年度は、民間事業者2事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結し、累計78事業者が協定に参加することとなった。	A	既に、様々な業界の事業者に協力をいただいておりますが、新たな協定締結事業者の獲得は難しい状況になりつつあるが、今後も、可能性のある事業者には積極的に情報提供をしつつ、当該事業に理解のある事業者との協定締結に繋げたい。
	41	地域福祉推進事業の充実	市と協働して、高齢者や障がいのある人などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行っている法人に対し、市がその事業費の一部を補助します。	地域福祉課	令和6年度補助実績なし。	D	市地域福祉推進事業補助要綱の対象は同一団体への補助が2年間までとなっている。都地域福祉推進事業補助金の該当事業関係各課の事業実施状況等から、今後についての検討を行う。
	42	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。また、民生委員・児童委員が行う事務の状況を把握し、欠員補充の方法や民生委員・児童委員の負担感軽減について、課題解決に向けた検討を行います。	地域福祉課	小金井市民生委員児童委員協議会の事務局を地域福祉係内に設置し、民生委員児童委員活動の支援を行っている。また、民生委員児童委員PRイベントの実施、市報・HPで民生委員・児童委員制度の周知を行った。令和6年度は、1名の民生委員児童委員が退任され、2名の新任民生委員児童委員を委嘱した。	B	引き続き、民生委員児童委員の欠員補充に注力するとともに、民生委員児童委員活動に理解と熱意がある方の情報収集・勧誘活動を行う。また、民生委員児童委員の負担軽減に向けて、事業実施方法の変更や工夫等について、提案し支援を行う。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) ①	43	町会・自治会活動への支援	地域活動の基盤となる町会・自治会の情報を市の窓口で案内し、新たな加入者増加に努めます。また、町会・自治会の活動の活性化に資するため、東京都が実施する支援事業等の情報提供を行います。	広報秘書課	町会・自治会の情報を不動産業者や加入希望者に情報を案内し、転居者等に対して加入を促した。また、加入促進のため、町会・自治会のちらしを第二庁舎に掲示し、市報こがねい5月15日号の1面に掲載した。 町会・自治会の活動の活性化については、町会・自治会連絡会や市政だよりの配布等で東京都の補助事業等の情報提供を行った。また、その連絡会では、自治会の運営や加入促進、若い世代の加入状況について情報の共有を図った。	A	引き続き町会・自治会と情報共有を図り、町会・自治会の加入促進や活動に協力する。
	44	福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	福祉サービス事業所の会議室や敷地などの「場」を地域住民の交流の場として開放したり、福祉サービス事業所の物品販売を周知することで地域に密着した事業所としての公益的な取組が広まるよう支援します。	関係各課(自立生活支援課)	市内福祉サービス事業所の物品販売について市ホームページで周知するとともに、市役所第二庁舎エントランス(年3回)、イトーヨーカドー(年1回)、小金井宮地楽器ホール(年1回)での物品販売会を実施した。	B	福祉サービス事業所の物品販売を通じた障がい理解を促進するため、市で実施する物品販売会について、武蔵小金井駅周辺だけでなく、東小金井駅周辺でも実施する。
(3) ②	45	ボランティア・市民活動センターの機能強化	ボランティア活動やNPO法人等に関する情報の収集・公開や、活動先の紹介を充実させます。地域活動の立ち上げを支援するとともに、既存の活動の継続支援や、行政や他団体との連携につながるよう、相談機能を高めます。また、市と社会福祉協議会が締結する「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携を図ります。	社会福祉協議会(関係各課)	社協HP等を通してボランティア情報の発信や市内イベントの広報を積極的に行った。 また災害ボランティアミーティングを通して実際に災害が起きた時の動きや有事の際に何が求められているのかを講座を通して学んだ。	A	社協HPのみならず、各種SNS(Youtube、X、Instagram等)を活用し更なる広報の可能性を模索していく。
	46	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は地域において地域福祉を推進する中核となる組織です。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、基盤強化を図り、さらなる連携を進めます。	地域福祉課	地域福祉の推進に関して、社会福祉協議会が自主的かつ主体的に実施する社会福祉を目的とした事業に対し、補助を行った。	B	補助金の交付に留まらず、行政の役割を明確にするるとともに、市のビジョンを提示するなど積極的に協働していくことで、さらなる連携を図っていく。
	47	社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人やNPO法人等が、地域で事業を実施するうちに気がついた、支援を必要とする事例や、相談等を集約し、関係機関と情報共有を図って、適切な支援につなげられる体制を整備します。	社会福祉協議会(関係各課)	社会福祉法人連絡会を実施。市内の社会福祉法人11団体に参加いただき、社会貢献活動について各法人より報告。福祉総合相談窓口より、就労準備支援の受け入れ、拠点づくりのための会場の貸出依頼等提案したところ、協力を得られる法人から申し出があった。 市の地域福祉課職員もオブザーバーとして参加している。	A	今後具体的な協議をすすめることになった。